

学校法人ガバナンス改革に関する考え方

令和4年3月4日

全私学連合

私立学校は大学から幼稚園に至る各学校種段階において、それぞれ多様な教育を提供し、わが国の公教育の発展に寄与してきた。日本における公教育の重要な部分を担ってきた私立学校を設置する学校法人は、自らのガバナンスをより透明性の高いものとしなければならない。同時に、学校法人のガバナンスの実質化を図るためには、文部科学大臣所轄の大学・専門職大学・短期大学と都道府県知事所轄の高校、中学、小学校、幼稚園、各種専門学校の違いや、各学校種における規模の違い（以下「所轄や規模の違い」という）など、私立学校現場の実情を考慮することが必要である。

令和4年度に予定されている私立学校法の改正においては、私立学校の公共性と独自性を踏まえた適切な法改正となるよう、全私学連合共通のガバナンス改革に関する基本的考えを以下の通りとする。

1. 理事会の機能・役割は学校法人の運営に関する最終意思決定（政策立案）とその執行であることを確認する。
2. 評議員会は理事会の諮問機関であることを原則とする。そのうえで評議員会の機能・役割として、万が一理事会や監事が機能しない非常時においては、評議員会が理事会に対する牽制機能を発揮することができるよう、評議員会は理事会の業務をチェックし、時には協力し、時には監視する。
3. 理事と評議員の兼務は禁じ、評議員数の下限を引き下げる。ただし、評議員であった者が理事職に就くことは妨げない。同時に、理事職であった者が評議員になることも妨げない。また、役員近親者の就任及び教職員の兼任は一定上限まで認めることとし、所轄や規模の違いなど、私立学校現場の実情を考慮して定めるべきである。
4. 理事と評議員の人数、理事と評議員の選任方法については、所轄や規模の違いなど、私立学校現場の実情を考慮して定めるべきである。
5. 監事は学校法人の業務監査の一環として、理事会とともに評議員会の業務についても監査し、不適切な意思決定や行為がなされていると判断した場合には、是正勧告を出すこととする。

なお、学校法人が正常に機能していないなどの異常事態が発生した場合の対応として、以下の措置が必要であろう。

- 理事に法令違反もしくは社会的規範から逸脱した行為があったと相当の根拠をもって疑われる事態が発生した場合、もしくは監事による理事会への是正勧告に理事会が従わないなど理事会が自浄作用を発揮出来ない場合には、評議員会が理事長または理事、もしくはその双方を解任する権限を認める。
- 評議員に法令違反もしくは社会的規範から逸脱した行為があったと相当の根拠をもって疑われる事態が発生した場合、もしくは監事による評議員会への是正勧告に評議員会が従わないなど評議員会が自浄作用を発揮出来ない場合には、理事会が評議員会の議長または評議員、もしくはその双方を解任する権限を認める。
- 法令違反もしくは社会的規範から逸脱した行為があったと相当の根拠をもって疑われる事態が発生しているにも関わらず、監事が理事会や評議員に是正勧告を出せないなど、監事機能が不全に陥っている際には、理事会あるいは評議員会から監事に対して辞任勧告を行うことができることとする。

以上